

北海道局公正入札等調査委員会会則

(趣旨)

第1条 「公正入札等調査委員会の設置等について」(平成6年5月31日付け6経第931号大臣官房経理課長通知。以下「通知」という。)に基づき、北海道森林管理局の所掌事務に係る契約の入札等の適正を期し、公正取引委員会及び警察庁との連携を図りつつ、入札等に係る談合情報又は入札等に関して職員が談合があると疑うに足る事実に対して適確な対応を行うために設置する「北海道森林管理局公正入札等調査委員会」(以下「委員会」という。)の会則を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会の委員は、通知に定める委員長たる総務企画部長のほか、次の者をもって構成し、委員長が主宰する。

(委員)

総務課長

経理課長

当該事案に係る課長

その他、総務企画部長が指定する職員

(事務局)

第3条 通知第6に規定する委員会の事務局は、経理課に置くものとする。